

「令和3年度文化芸術ふれあい事業（地域文化芸能公演）」
企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

「文化芸術ふれあい事業（地域文化芸能公演）」企画運営業務

2 目的・概要

本事業は、広く市民・県民に地域の芸能文化に触れる機会を与えることで、市民の伝統文化に対する意識を高め、新たな人材の発掘、担い手の育成へと繋げていくことを目的に実施する。獅子舞や路次楽など市指定無形民俗文化財に指定されている芸能をはじめ、地域の自治会や団体等によって長年受け継がれ、地域に根付いている芸能を一堂に集め舞台公演等を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日（令和3年7月初旬予定）から令和4年2月28日まで

4 提案上限額

提案上限額は、6,511,000円（法令所定の消費税及び地方消費税相当額を含めた額）とする。

※提案上限額の範囲内で見積もること。提案上限額は、企画提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

5 委託業務内容

委託業務の内容は、文化芸術ふれあい事業（地域文化芸能公演）企画運営業務実施のための諸準備から公演等終了、実績報告に至るまでの一切の業務とし下記のとおり行うものとする。

(1) 公演等について

市指定無形民俗文化財に指定されている芸能をはじめ、地域の自治会や団体等によって長年受け継がれ、地域に根付いている芸能の継承活動に取り組んでいる団体を主な出演者とし、本市の地域に根ざしている伝統文化を広く紹介する舞台公演等を行うこと。なお、観覧は無料とする。

① 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた地域文化芸能公演等を提案すること。

② 日時

令和3年12月4日（土）13時から18時までの間に開催（1回公演）

※2日（木）3日（金）は準備・リハーサルとして使用可能

③ 公演等会場

那覇文化芸術劇場なは一と 大劇場

※公演等会場については「(5) 公演施設、舞台について」を確認すること。

- ④ 公演等の中でしまくとぅばを使用する場面においては、内容が容易に理解できるように配慮すること。
- ⑤ 本事業の目的に沿った成果を高める独自企画を提案すること。
※広報のみに関する企画とはしないこと。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大により、無観客上演となった場合の提案をすること。

(2) 演出について

- ① 沖縄の伝統芸能または民俗芸能を複数集め、ひとつの公演等として創り上げた舞台公演等の演出実績のあるものを演出家として選出すること。
- ② 市指定無形民俗文化財に指定されている民俗芸能等、市内の各地域に伝わる民俗芸能を中心に構成すること。
- ③ 市内の民俗芸能に対する市民の意識を高め、また各出演団体の継承発展や後継者育成等に繋がるような構成とすること。

(3) 出演者について

- ① 事業の目的を達成し得る公演等となるよう出演者は市指定無形民俗文化財に登録されている団体等を中心に構成し、十分な出演団体数を確保すること。
- ② 出演者への出演依頼や報酬支払いなど、出演に際し必要な手続きを行うこと。
- ③ 出演者（ワークショップ等参加者も含む）への肖像権の許諾を書面で事前に行った上で出演させること。
- ④ 公演等が円滑に行われるよう、必要に応じて出演者との演出等の事前調整を行うこと。

(4) ワークショップ等の実施

地域独特の民俗芸能が各地域で大切に受け継がれてきている一方で、多くの地域で後継者不足が喫緊の課題となっている。そのため、若い世代を主な対象として、代々受け継がれてきた各地域の民俗芸能を広め、それにまつわる歴史や課題を伝えるとともに、新たな担い手の育成へと繋げるこ

とを目的にワークショップ等を実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じること。

- ① 公演等に先立ち、出演団体の中からワークショップ等を実施する団体を選定し、団体の構成員を講師とした講座・実技を含むワークショップ等を開催し、本公演に出演させること。
- ② ワorkshop等は、本事業の目的である伝統文化に対する意識を高め、新たな人材の発掘、担い手の育成へと繋がるような提案内容であること。
- ③ 講師の選定、依頼や報酬支払など指導に際し必要な手続き等を行うこと。
- ④ 18歳以下又は高校生以下の者におけるワークショップ等及び公演等への参加にあたっては事前に保護者の同意を得ること。
- ⑤ ワorkshop等の実施に際し必要な手続き、準備を行い、受託者の責任において管理を徹底すること。

(5) 公演施設、舞台について

- ① 実施施設：那覇文化芸術劇場なは一と 大劇場
住所：那覇市久茂地 3-26-27
- ② 公演日の令和3年12月4日（土）と、準備期間として令和3年12月2日（木）、12月3日（金）の3日間は那覇市で下記③の施設予約を行っている。
- ③ 予約施設：大劇場 控え室として、小劇場、大スタジオ、各楽屋
- ④ 利用時間：9時～22時（準備片付け時間を含む）
- ⑤ 会場使用料、附属設備使用料及び冷房代は、上記②の期間は全額免除。
- ⑥ 公演会場は大劇場とする。舞台について、地域の祭礼や行事などの中で演じられてきた民俗芸能ならではの魅力を存分に味わってもらえるよう、各演舞をのがある舞台セットとすること。またどの客席からも観やすい配置とするよう配慮すること。
- ⑦ その他公演等施設に関する留意事項は別紙「那覇文化芸術劇場 なは一と ご利用にあたって」を熟読の上利用に際して細心の注意を払うこと。

(6) 印刷物の作成

広報活動用、当日配布用の印刷物を作成すること。下記「(8) イベント広報・PRの実施」において活用するのに効果的な部数を作成すること。

※印刷物については校正を3回程度予定しているため、十分な時間的余裕をもって市と調整を行い、広報スケジュールに遅滞のないよう努めること。

- ① ポスター・チラシの作成

本公演等を周知させ、集客を図るためのポスター・チラシを作成すること。

※デザイン案として2案以上提供すること。

② リーフレット等の作成

公演当日に来場者へ配布するリーフレット等を作成すること。仕様はA4で表紙も含め4ページ以上とする。内容については掲載予定の事項を事前に市へ報告し、初校の提出により市と協議し、市の承認を受けて校了の手続きをとること。(出演団体概要、公演プログラム、市長あいさつ文については必ず含めるものとする。)

③ その他、本事業の目標を達成するために効果的な印刷物があれば作成すること。

(7) イベント広報・PRの実施

公演等を周知させ、集客を図るための広報業務を行うこと。事業の目的および集客対象を考慮しながら具体的な広報計画を立案し実施すること。

※市の広報媒体(広報紙、HP等)での広報、市役所庁舎内での広報および関係各社への後援依頼については市が行うものとする。

① 那覇市内公共掲示板等へのポスター掲示(約50か所)を行うこと。

② 関係団体等(学校も含む)へのチラシ・ポスター配布を行うこと。

③ 広報用の動画(15秒程度)を作成すること。

※那覇市の広報媒体等へ掲載予定。

④ その他効果的と認められる手法を用いて公演のPR活動を実施すること。

(8) 公演等の問い合わせ窓口業務

公演等に関する問い合わせ窓口業務を行うこと。広報においては電話番号等を公表することとし、窓口として問い合わせに対応すること。

(9) 著作権の取扱について

① 本業務により生じた著作物に関する全ての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)は、市に譲渡する。

② 前①により市に譲渡した著作物を他で使用する場合は、事前に書面により市へ申請し、市の承諾を得なければならない。この場合において、申請内容が公共の利益のために特に必要があると市が認める場合には、無償で使用できるものとする。

③ 本業務により生じた著作物の著作物名・著作者名等を明記したリストを作成すること。

- ④ 本業務の実施にあたって、既存の著作物（脚本等）を使用する際には、使用料の支払い等必要な各種著作権の手続きを行うこと。

（10）安全対策の強化

舞台公演等を行うにあたり、十分な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる必要がある。また、劇場は、照明器具や舞台セット等大がかりで特殊な装置を多数設置している。さらに、不特定多数の来場者が集う空間であり、来場者も未就学者や障がい者、高齢者、旅行客など多様な客層となることが想定される。公演会場という特殊性を鑑みて特に安全確保については十分に留意する必要がある。

通常時の来場者や出演者等の安全確保、快適に鑑賞していただくための場内運営はもちろんのこと、自然災害や事故災害、人為的騒動など万が一の非常事態にも適切に対応し来場者・出演者等の安全を確保できるよう、危機管理体制をしっかりと構築し、安全対策を十分に強化すること。

- ① 大劇場の各非常口には避難誘導員を配置すること。
- ② あらかじめ避難経路を定め、常時避難経路を確保すること。
- ③ 開催時に歩行者、交通の妨げとならないよう会場内外の配置を考慮し、混雑時に人員配置など安全対策を図ること。特に雨天や強風等の悪天候の場合には、安全面を十分に考慮すること。
- ④ ワークショップ等および公演等期間中イベント保険等へ加入すること。なお、イベント保険は、イベント規模に応じた社会通念上許容される内容とする。
- ⑤ 出演者が18歳以下または高校生以下の場合は、事前に保護者の同意を得たうえで出演させること。
- ⑥ 出演者および来場者、関係者等の安全に留意すること。
- ⑦ 会場の安全対策について、施設管理者と十分調整の上、施設管理者が求める安全対策を施すこと。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を行う際は、官公庁その他関係団体から発令される指針等を参考に適切な対応を行うこと。
- ⑨ その他関係法令を遵守し必要な安全対策を講じること。

（11）報酬等支払いについて

スタッフ等への報酬等支払いを行い、源泉徴収が必要と認められる場合には必ず源泉徴収を行うこと。ただし具体的な控除対象・方法等詳細については所管の税務署と相談し判断すること。

(12) 事業結果の報告

- ① 来場者数や客層、公演等における課題等を把握するため来場者・出演者それぞれにアンケートを実施し、結果を集計・分析した報告書を作成し、公演等終了後速やかに提出すること。
- ② 公演等に対する準備から事業完了に至るまでの一連の詳細な実施報告書（勤務時間・内容が記載された業務日報等も含む）を作成し、公演終了後速やかに提出すること。
- ③ 事業収支決算書を作成し、本業務に係る費用の流れを明確にし、証憑書類（支払先を記載した領収書等）の写しを全ての費用に対し公演等終了後速やかに提出すること。
証憑書類の例）当該業務雇用者に係る出勤簿及び給与明細、賃金台帳、その他支払に係る見積書、発注書、領収書、振込明細書など。
※委託料の支払いについて、仕様に基づいた内容の履行を確認し、かかった経費については領収書等の証憑書類を精算したうえでの実績払いとする。
- ④ 公演の様子を記録として撮影し、複製防止の処理を施した DVD を作成の上、提出すること。枚数については 10 枚とする。なお、DVD の作成および完成品の一般公開（図書館での貸出等）に関して事前出演者及び著作権者から書面にて了承を得ること。
- ⑤ その他、市から実施状況の報告を求められた際は、10 日以内に求められた内容の提出を行うこと。

6 市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を置くこと。

(1) 各種企画提案書、計算書、実績報告書の提出

- ① 契約締結後 10 日以内に下記内容を含む実施計画書を提出すること。
 - ・業務の内容及び実施方法
 - ・費用内訳書
 - ・担当者の業務割当や実施体制がわかる書類
 - ・舞台制作スケジュール
 - ・広報スケジュール
- ② 本業務の進捗状況を適宜報告し、調整を図ること。
- ③ 業務の中で、企画提案や計算書、実績報告書等の作成に必要なものについて、市から依頼があれば速やかに対応すること。
- ④ 必要に応じ市と協議を行い、業務を実施すること。

(2) その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに対応すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果は原則として市に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報保護

本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、執行後数年間に渡って交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成などを求める場合がある。求めのあった際には積極的に応じること。
- (2) 受託者が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費は、見積額（ただし、見積額に再委託費を含む場合は、当該再委託費を除いた額）の10%以内とすること。
※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が直接実施できないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費のことであり、他の事業者に外注（請負契約）するための経費は含まないものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (4) 本業務の遂行に当たって関係する一切の書類・資料等については、本業務完了年度の翌年度から5年間適切に保管しなければならない。ただし、受注者の社内規定等に定めがある場合は、本市と協議を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときには、受託者と本市において協議するものとする。